

原 第 122 号
令和4年2月17日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）
山 口 壯 様

松江市長 上 定 昭 仁



原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策
について（要請）

本市では、平成25年11月21日付けで中国電力株式会社から、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、島根原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可申請に係る計画等に対する事前了解の申し入れがあり、原子力規制委員会による審査の結果、令和3年9月15日に原子炉設置変更申請が許可されたことを踏まえ、協定第6条の規定に基づき了解することとしました。

つきましては、島根原子力発電所2号機に係る防災対策の更なる充実に向けて、別紙のとおり要請します。

なお、令和3年9月15日付けで経済産業大臣より要請のあった島根原子力発電所2号機の再稼働へ向けた政府の方針については、別紙写のとおり回答を行っております。

要 請 事 項

1. 原子力災害対応については国が主導的な役割を担うところ、本市による原子力災害対策の実効性向上の取り組みに対して、最大限の支援を行うこと。
2. 原子力災害時に関係機関が連携し迅速に対応できるよう、実践的な訓練や研修など、対応力の向上に資する取り組みを継続的に行うこと。特に地震や津波との複合災害など不測の事態において、実動機関の全面的な支援が円滑に受けられるよう、関係機関との連携を強化すること。
3. 原子力発電所周辺住民の円滑な避難には、近隣地域や避難先地域の住民の理解と適切な行動が重要であるため、放射線被ばくのリスクを踏まえた段階的避難の考え方や屋内退避の有効性を広く理解し、冷静に対処できるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。



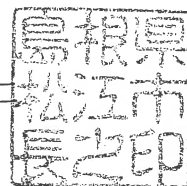
政 第 255 号

令和4年2月17日

経済産業大臣

萩生田 光一 様

松江市長 上定 昭仁



中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針
について (回答)

令和3年9月15日付け 20210915 資第3号の通知で示された方針について、
理解いたします。

なお、本市議会における議論や市民の意見などを踏まえ、本市として下記の事
項について要請しますので、貴職におかれては関係省庁と連携し、政府として適
切に対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 市民生活、産業経済を維持するため、エネルギーの安定供給を確保するとともに、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする持続可能なエネルギー政策を着実に進めること。
- 2 エネルギー政策及び原子力政策の状況について、今後も市民に分かりやすく丁寧に説明すること。
- 3 原子力政策を所管する省庁として、原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策や道路などの社会基盤整備について、関係省庁において適切な措置が講じられるよう、調整を行うこと。

担当：政策部政策企画課

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

TEL：0852-55-5173 FAX：0852-55-5535

E-mail：seisaku@city.matsue.lg.jp